

生駒市立学校給食センターの見学及び試食に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の児童生徒の保護者を始め、より多くの地域住民等に学校給食の趣旨等について理解を得、行政と保護者等が一体となった給食作りをさらに発展させることにより、未来を担う児童生徒の心身の健全な発達に寄与するため、生駒市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の見学及び試食に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 給食センターの見学及び試食を行うことができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内の小中学校の児童生徒の保護者
- (2) 就学前の幼児及びその保護者
- (3) その他教育長が認める者

(実施日時)

第3条 見学及び試食を行うことができる日時は、給食センターの稼働日時に、業務に支障がないと給食センターの所長（以下「センター所長」という。）が認める日時とする。

(申込み)

第4条 見学又は試食をしようとする者は、その実施日の10日前までに学校給食センターの見学及び試食申込書（別記様式）をセンター所長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 見学をすることができる人数は、40人以内とする。
- 3 試食をすることができる人数は、施設の関係上1回25人以内とする。
- 4 見学及び試食の変更及び中止は、認めないものとする。ただし、若干人の変更は、実施日前々日（土、日曜日及び祝日等を除く）の午後1時までに連絡が

あれば、認めるものとする。

(変更又は中止)

第5条 センター所長は、次に掲げる場合には、見学又は試食の変更又は中止をすることができる。

- (1) 災害、事故、警報発令等により学校給食が中止される場合
- (2) その他給食センターの業務に支障又はそのおそれがある場合

(費用負担)

第6条 試食をしようとする者は、試食に要する費用として原材料費に相当する金額を負担するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、センター所長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から運用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から運用する。

様式第 1 号（どこでも講座実施要綱第 6 条関係）

別紙様式（センターの見学及び試食に関する要綱第 4 条関係）

平成 年 月 日

生駒市どこでも講座申込書

（学校給食センターの見学及び試食申込用）

生 駒 市 長 殿

申込者 団体名 _____

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

生駒市どこでも講座（学校給食センターの見学及び試食）を受講したいので、次のとおり申し込みます。

希望講座名	No.304 学校給食センターの見学と給食の試食
希望内容	上記のとおり。特に希望する内容や質問事項等があればご記入ください。
開催日	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
開催予定場所	生駒市立学校給食センター 生駒市小明町 1 7 8 7 番地 2 8
集会等の名称	記載不要
団体の概要（目的）	活動内容を簡単にご記入ください。
参加予定人数	人（うち見学 人、試食 人）
その他	

給食（試食）申し込みについて

申込用紙 給食センター、各小・中学校に置いてあります。

市のホームページからもダウンロードできます。

申し込み方法 「学校給食センターの見学及び試食申込書」に必要事項を記入し、提出してください。

申し込み期限 試食する10日前までに提出してください。

※日程調整の都合上、先に電話で給食センターまでご連絡ください。

支払い 1食235円

当日お渡しする【納付書兼領収書】と一緒に、南都銀行で振り込んでください。

人数制限 25名以内

人数変更 若干名の変更は、試食日の前々日（土・日・祝日等はカウントに含めません。）の午後1時までにご連絡いただければ可能です。

（例：試食日が月曜日の場合、人数変更の連絡は、前週の木曜日の午後1時までとなります。）

それ以後に人数が減少した場合は、減少した方の給食費も徴収させていただきますのでご了承願います。

試食時間 午前12時前後

試食前に、給食センター等の説明をさせていただきます。

試食会開始時間は、日程調整時にご相談ください。

車の駐車 駐車台数を給食センターへ連絡してください。

生駒市立学校給食センター
(0743) 73-3141